

株 主 各 位

千葉県柏市十余二380番地
岡本硝子株式会社
代表取締役社長 岡 本 毅

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の東日本大震災に被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月24日（金曜日）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月25日（土曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県柏市柏の葉5-4-6
東葛テクノプラザ1階多目的ホール
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第65期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第65期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役、監査役及び従業員等に対するストックオプションとして新株予約権を発行する件
- 第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

以上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださるようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ogc-jp.com/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

第65期事業報告

〔自 平成22年4月1日〕
〔至 平成23年3月31日〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善が進み、設備投資は持ち直しを見せていますが、輸出や生産が穏やかに減少するなど、景気は足踏み状態にあります。雇用情勢が依然として厳しいなかで、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響が現れ始めるなど、先行きへの懸念が増しております。

アメリカ経済は、消費と設備投資が緩やかに持ち直し、景気は緩やかに回復しております。中国経済は、景気は内需を中心に拡大しているものの、物価上昇による影響が懸念されます。

データプロジェクターは、新興国において教育用途での普及、拡大が続くとともに、欧米においても教育用途を中心とした需要は堅調であります。こうした状況の下、当社グループのプロジェクター用反射鏡とフライアイレンズの販売は好調に推移しておりましたが、平成23年1月から3月は、期末の在庫調整の影響を受け需要が弱まりました。

デジタルシネマ上映システムは、デジタル化による映画配給に伴う費用の削減と3Dで製作される映画タイトルの増加により導入が加速化しております。このため、当社グループのデジタルシネマ用映写機の反射鏡の製造と販売は順調に拡大しております。

平成22年12月に始めた新潟岡本硝子株式会社のガラス溶融炉の定期炉修は順調に進み、平成23年1月末に火入れし、平成23年2月に量産を再開いたしました。

平成23年3月11日の東日本大震災により、柏市内の製造設備と在庫の一部が破損し、特別損失として地震災害による損失7百万円を計上いたしました。この震災により自動車用製品とフライアイレンズの製造を行っている連続式のガラス溶融炉1基にガラス生地漏れが生じ稼働を停止しましたが、これまで休止していたバッチ式の溶融炉の再稼働などにより対応しております。

原価低減活動については、生産の効率化や良品率の改善のみならず製造技術の改善・定着化を推進しております。また、重点費目の予算管理の徹底によるコスト削減は、引き続き順調に推移しております。

この結果、当期の連結業績は、売上高6,369百万円（前期比13.2%増）、

経常利益794百万円（前期比122.9%増）、当期純利益723百万円（前期比175.4%増）となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

照明事業は、自動車用ヘッドレンズ・フォグレンズ、一般照明用ガラス製品などの製造及び販売を行っております。

当連結会計年度の売上高は919百万円となり、営業利益は218百万円となりました。自動車用ヘッドレンズ・フォグレンズは、エコカー補助金終了による反動などにより、これまで続いていた需要の回復が平成22年9月で終息したため、販売数量が前年同期比で12.3%減少し、売上高は8.6%減少しました。

光学事業は、プロジェクター用反射鏡、フライアイレンズ、デジタルシネマ用映写機の反射鏡、自動車用赤外線透過フィルターなどの製造及び販売を行っております。

当連結会計年度の売上高は4,421百万円となり、営業利益は1,093百万円となりました。プロジェクター用反射鏡は、在庫調整の影響がありました。が、教育用途を中心としたデータプロジェクターの需要が底堅く推移しております。販売数量が前年同期比で7.4%増加し、売上高はほぼ前年並みでした。フライアイレンズは、販売数量が前年同期比で12.2%増加し、売上高は10.4%増加しました。デジタルシネマ用映写機の反射鏡は、好調な受注により大幅な増収となりました。

機能性ガラス・薄膜事業は、ガラス偏光子、太陽光発電用ガラス部品などの製造及び販売を行っております。

当連結会計年度の売上高は75百万円となり、営業損失は155百万円となりました。太陽光発電関係の測定装置のガラス部品とプロジェクター用ガラス偏光子などを販売いたしました。また、集光型太陽光発電用ガラス部品の量産化に向けた体制を整えつつあります。

上記以外の事業としてデンタルミラーなどの医療向けガラス製品、洗濯機用ドアガラスなどの製造及び販売、紫外線照射装置に使われるエキシマランプの蒸着加工などを行っております。

当連結会計年度の売上高は954百万円となり、営業利益は149百万円となりました。UV露光装置用反射鏡の販売が大幅に増加しました。洗濯機用ドアガラスと紫外線照射装置に使われるエキシマランプの蒸着加工の受注も堅調に推移しました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、収益体質を一層堅固なものとするため「選択と集中」をキーワードとしながら①経営資源の最適配分、②既存事業の収益安定化、③新規事業の早期立ち上げを行ってまいります。

① 経営資源の最適配分

・人材の活性化

活人化による人件費の削減は原価低減の大きな要因ですが、良品率の改善、重点管理費目のコスト削減も人材の活性化があつて実現されたものです。改善活動による一人ひとりの意識の向上と活発な提案活動が原価低減に結びついており、引き続き取組みを続けます。今後は、間接業務に従事する従業員の比率の引下げや原価管理の仕組み整備のため、間接部門の人材の活性化を進めます。

・技術開発力の強化

従来の開発志向から、お客様のニーズから出発するニーズ・オリエンテッドな開発サイクルへの転換を進め、技術開発力の強化を図ります。

・キャッシュの創出

収益性の向上を図るとともに、納期短縮によるたな卸資産の削減など運転資金の削減にも取り組みます。加えて、設備投資については、投資採算性を厳格に見るとともに、設備投資総額を減価償却費の範囲内に納めることを方針として、フリー・キャッシュフローを創出します。

② 既存事業の収益安定化

・営業面における選択と集中

取引先との関係強化により、新規ニーズの発掘、顧客の市場戦略に合わせた商品開発を行います。引き合いから試作・承認までのリードタイム短縮、生産平準化のための受注情報の精度向上など営業機能の充実を図ります。

・コスト競争力の強化のための更なる原価低減

内製化、加工ラインの集約・統合、標準作業・作業手順書の見直しと徹底、工程レイアウトの再編成、生産現場の環境整備などによって更なる原価低減を進めます。

③ 新規事業の早期立ち上げ

・太陽光発電用光学部品の事業化

太陽光発電用集光レンズ・反射鏡の量産技術を早期に確立して、コスト競争力の強化とシェア拡大を推し進めます。

・偏光子事業の黒字化

量産体制を構築し受注につなげていきます。

・フリット（ガラス粉末）の事業化

平成24年3月期に生産及び販売を開始するためのプロジェクトチームを立ち上げております。

・新事業企画グループによる新規事業開拓

事業推進室に新事業企画グループを設置し新規事業の探索と育成を行います。

(3) 設備投資等及び資金調達等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資総額は795百万円であり、その主なものは新潟岡本硝子株式会社における電気炉の改修であります。

設備の新設資金は、自己資金及び所有権移転ファイナンス・リース取引により賄いました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

項 目	期 別	第62期	第63期	第64期	第65期
		平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	(当連結会計年度) 平成23年3月期
売 上 高		6,469,681千円	5,897,965千円	5,625,857千円	6,369,931千円
経 常 損 失 (△) 又 は 経 常 利 益		△704,173千円	△937,313千円	356,282千円	794,299千円
当 期 純 損 失 (△) 又 は 当 期 純 利 益		△2,135,771千円	△1,532,336千円	262,570千円	723,109千円
1株当たり当期純損失(△) 又は1株当たり当期純利益		△158.73円	△107.73円	16.47円	45.36円
総 資 産		8,970,322千円	6,843,555千円	6,867,464千円	7,239,557千円
純 資 産		1,260,815千円	161,611千円	438,437千円	1,215,498千円
1株当たり純資産		92.28円	8.10円	24.29円	72.55円

(ご参考) 当社単体の財産及び損益の状況

項 目	期 別	第62期	第63期	第64期	第65期(当期)
		平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
売 上 高		6,249,411千円	5,738,897千円	5,514,988千円	6,286,302千円
経 常 損 失 (△) 又 は 経 常 利 益		△274,511千円	△465,007千円	36,118千円	474,253千円
当 期 純 損 失 (△) 又 は 当 期 純 利 益		△2,196,855千円	△1,480,292千円	215,794千円	778,394千円
1株当たり当期純損失(△) 又は1株当たり当期純利益		△163.27円	△104.07円	13.54円	48.83円
総 資 産		7,363,349千円	5,990,267千円	5,722,360千円	5,788,089千円
純 資 産		1,204,977千円	55,975千円	284,769千円	1,064,327千円
1株当たり純資産		89.12円	2.93円	17.11円	65.95円

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
台湾岡本硝子股份有限公司	5,000千台湾ドル	100.00%	硝子製品販売
岡本光学科技股份有限公司	60,000千台湾ドル	70.00%	薄膜加工
岡本光学科技(蘇州)有限公司	6,000千米ドル	100.00%	薄膜加工 (清算準備中)
新潟岡本硝子株式会社	10,000千円	100.00%	硝子製品製造
蘇州岡本貿易有限公司	1,650千中国元	100.00%	硝子製品販売

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社の状況に記載した5社であり、持分法適用会社はありません。

(6) 主要な事業セグメント

当社グループは特殊ガラス製品及び薄膜製品の製造販売を主体としており、プロジェクター用反射鏡、フライアイレンズ、デジタルシネマ用映写機の反射鏡、自動車用赤外線透過フィルターなどの製造販売を行う光学事業、自動車用ヘッドレンズ・フォグレンズ、一般照明用ガラス製品などの製造販売を行う照明事業等が主要なセグメントとなっております。

(7) 主要な営業所及び工場

当社本社及び工場	千葉県柏市
国内営業拠点	大阪分社（大阪府吹田市）
海外営業拠点	台湾岡本硝子股份有限公司（台湾）、蘇州岡本貿易有限公司（中国）
国内生産拠点	高田工場（千葉県柏市）、新潟岡本硝子株式会社（新潟県柏崎市）
海外生産拠点	岡本光学科技股份有限公司（台湾）

(8) 従業員の状況（平成23年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減
334名	—

(注) 従業員には、臨時従業員65名及び嘱託社員4名は含んでおりません。

(9) 主要な借入先の状況（平成23年3月31日現在）

借入先	借入金残高
(株) みずほ銀行	1,382,289千円
(株) 日本政策金融公庫	624,413千円
(株) 三菱東京UFJ銀行	539,279千円
(株) 日本政策投資銀行	533,723千円
東京東信用金庫	446,973千円
(株) 千葉銀行	397,649千円
(株) 三井住友銀行	328,005千円
(株) 商工組合中央金庫	289,591千円
柏崎信用金庫	106,727千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 15,941,380株（自己株式360株を除く。）
(2) 株主数 4,756名（前期比172名減）
(3) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
岡本興産有限会社	5,196,880株	32.59%
株式会社オハラ	1,500,000株	9.40%
有限会社オー・ジー・シー	1,066,400株	6.68%
岡本毅	613,720株	3.84%
岡本硝子社員持株会	423,744株	2.65%
岡本峻	263,952株	1.65%
田川麻利子	246,356株	1.54%
大阪証券金融株式会社	147,300株	0.92%
株式会社みずほ銀行	140,000株	0.87%
岡本春枝	126,320株	0.79%

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において、会社役員が保有する新株予約権等の状況

イ. 平成19年6月27日開催の定時株主総会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の数
100個
- ② 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式10,000株（新株予約権1個につき100株）
- ③ 新株予約権の行使時の払込金額
1株当たり345円
- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額
発行価額1株当たり 345円
資本組入額1株当たり 173円
- ⑤ 新株予約権の行使期間
平成21年7月1日から平成23年6月30日まで
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
新株予約権の譲渡、質入、相続を認めない。
権利行使時に、引き続き当社の取締役及び監査役であること。ただし妥当な事情があり、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の一部行使・分割行使は認めない。
 その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- ⑦ 新株予約権の譲渡に関する事項
 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
- ⑧ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取 締 役	85個	8,500株	4名
監 査 役	10個	1,000株	2名

(2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成23年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡 本 毅	営業本部長、 台湾岡本硝子股份有限公司 董事長、 岡本光学科技股份有限公司 董事長
専務取締役	大 滝 裕 司	海外営業担当兼特命事項担当
常務取締役	有 馬 信 博	大阪分社長、 台湾岡本硝子股份有限公司 総経理、 岡本光学科技股份有限公司 総経理
常務取締役	田 川 勝 彦	生産本部長
取締役	阿 部 裕	コーポレートサービス本部長
取締役	齋 藤 朋 之	新潟岡本硝子株式会社 代表取締役社長
常勤監査役	佐々木 卓	
監査役	宮 下 正 彦	TMI総合法律事務所パートナー
監査役	亀 山 勝	

- (注) 1. 西村啓道氏は、平成22年6月26日に監査役を辞任いたしました。また、大滝裕司氏は、平成23年5月5日に取締役を辞任いたしました。
2. 監査役宮下正彦及び亀山勝の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役宮下正彦及び亀山勝の両氏は、大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 数	支 給 額
取 締 役	6名	66,570千円
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	11,589千円 (4,800千円)
合 計	10名	78,159千円

- (注) 1. 役員報酬の限度額は、取締役年額80,000千円（平成13年6月29日定時株主総会決議）、監査役年額20,000千円（平成14年6月27日定時株主総会決議）であります。
2. 取締役の支給額は、(注)1の限度額の範囲内で取締役会において決定した額から、業績に鑑み、代表取締役社長岡本毅は約2割を減額し、その他の取締役については役職に応じて1割～1割5分を減額した額を支給したものであります。
3. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
4. 上記の支給額のほか、平成20年6月28日開催の第62回定時株主総会における役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給決議に基づき、当事業年度においては、監査役1名に対して1,470千円を支払っております。取締役1名に対して退任時まで17,666千円を支払い、社外監査役2名に対して755千円を退任時に支払う予定であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 監査役 宮下正彦

- 1) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
TMI総合法律事務所のパートナーであります。
当社と当該他の法人等との関係で記載すべき該当事項はありません。
- 2) 当事業年度における主な活動状況
定例取締役会に約9割出席し積極的に発言をしております。
監査役会すべてに出席し積極的に発言をしております。

② 監査役 亀山 勝

- 1) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- 2) 当事業年度における主な活動状況
定例取締役会に約9割出席し積極的に発言をしております。
監査役会すべてに出席し積極的に発言をしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

新日本有限責任監査法人 25,000千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

新日本有限責任監査法人 25,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の金額にはこれらの合計値を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が会社法・公認会計士法の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会はその事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当だと判断した場合は、監査役会規程に則り「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

① 業務運営の基本方針

当社は、法令を遵守し企業倫理を確立することの重要性を認識するとともに、継続的な企業成長を実現し長期的に株主価値を高めることを、経営上の最重要課題と位置づけます。そのために、株主、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーと良好な関係を築き、経営の健全性、効率性、透明性を高め、意思決定の迅速化を図るために、コーポレート・ガバナンスを充実させていく所存であります。

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

内部統制委員会を設置し、内部統制システム全般の構築及び推進を行っております。

法令及び定款への適合（コンプライアンス）については、コーポレートサービス本部の法務・コンプライアンス部門が主管し、役職員教育等を行うこととしております。

また、社外監査役に取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を委任しております。

- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、文書管理規程に従って保存及び管理を行っております。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
内部統制委員会は、全社における損失の危機（リスク）について分析・検討し、その防止策を提言することとしております。
内部監査部と会計士による内部監査により内部統制システムの検証を行うと共に、リスクの早期発見に努めております。
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、経営上の最高意思決定機関として、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督するために、定例として月1回開催し、臨時として重要案件が発生する都度開催しております。
代表取締役社長は取締役会の議長であり、取締役会を統轄するとともに、取締役会の決議をもとに当社業務の全般を執行し執行役員を統轄管理しております。
- ⑥ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
岡本硝子グループとしての企業理念・行動指針・倫理規範を制定し、当社グループとして尊重すべき価値観を共有しております。
当社からグループ会社へ取締役又は監査役を派遣し、当社と同水準の管理体制を維持しております。また、監査役及び内部監査部は、グループ会社を含めた監査を行っております。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は職務を補助すべき使用人は置いておりません。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は職務を補助すべき使用人は置いておりません。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役は監査役に次に定める事項を報告することとしています。
「1) 毎月の経営状況として重要な事項、2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、3) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、4) 重大な法令・定款違反、5) その他コンプライアンス上重要な事項」
使用人は前記2)ないし5)に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告できるものとします。
監査役は、取締役会他重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けることができる体制をとっております。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧等により、取締役の業務執行の状況を監督するとともに、内部監査部及び会計士と連携し、各部門の業務執行の状況も監査しております。また、代表取締役社長と監査役は定期的に懇談し、監査役制度の充実強化を図っております。また、監査役は会計監査人との意見・情報の交換を行うことにより、効果的効率的な監査を実施することに努めております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

イ 基本方針の内容の概要

21世紀は地球環境問題が大きく取り上げられる世紀と認識しております。当社は環境に優しい特性を持つガラスにより、地球環境を汚すこと無く、社会への貢献、事業の拡大発展を図る所存であります。古くて新しいガラスについて、既存概念にとらわれず、大企業では難しい、小回りの良さを生かした市場創造を目指します。会社は社員一人ひとりのことを考え、社員は常に何事にもチャレンジして行く気あふれる会社を理想とします。

また、当社が持続的な成長を実現していくためには、従来型の発想・取組みに拘泥することなく、技術革新を核とした新たな需要、市場創造等に積極的に挑戦していく姿勢が必要と考えます。

さらに、当社が株主の皆様へ還元する適正な利潤を獲得し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上を実現するためには、株主の皆様はもちろん、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことも必要であり、これらのステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行う必要があると考えております。

一方、近時、わが国の資本市場においては、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。昨今行われた上場企業に対して対象会社の取締役会の事前の同意を得ることなく、対象会社に影響力を行使しうる程度の数の株式を取得する行為等に鑑みますと、十分な時間と情報が与えられない形で、大量買付者による買付がなされる事態も拡大してくるものと考えられます。

このようなリスクの高まりを認識しつつ、何ら対応策を講じないまま企業経営を行い、大量買付行為の提案がなされた場合、目先の株価の維持・上昇を目的とした経営判断を求められかねません。中長期的な視点から、企業価値向上に取り組み、大量買付行為の提案是非を判断するためには、当社に対する大量買付行為の提案がなされていない現時点においてあらかじめ、そうした提案への対応策を導入しておくことが必要不可欠であると判断しました。

ロ 会社の支配に関する基本方針実現のための取組みの概要

① 当社の財産の有効活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社の企業価値・株主共同の利益の向上を図るために、当社グループは、平成23年度から平成25年度までの中期経営計画を平成23年5月に策定いたしました。ここで定めた基本方針の概要は、

1) 活力ある社員力

- ・経営資源の「集中と選択」で強固な経営基盤作り
- ・グループ間の全体最適化の追及
- ・主体性の尊重と活気のみなざる風土作り

2) より満足度の高い顧客対応力

- ・国内外のお客様、パートナーからの信頼と満足を得る体制に刷新
- ・技術との連携でトータルソリューションを展開
- ・バリューチェーンの最適化

3) 技術継承力と技術革新力

- ・オンリーワン、No1の独自技術力の向上
- ・個々の技術力の向上を含め、組織としての技術力の向上
- ・産学官との協働・提携による新技術の導入と新事業の展開

であります。この基本方針に基づき、当社グループはコア事業の深耕と継続及び新規事業の育成と拡大を進めてまいります。

② 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

平成19年5月31日開催の当社取締役会及び平成19年6月27日開催の当社第61回定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同利益を確保・向上させることを目的として事前警告型買収防衛策を導入し、また、平成20年6月28日開催の当社第62回定時株主総会においてその内容を一部修正し、その後も更新して本株主総会の終結時までこれを継続しております（以下これを「本プラン」といいます。）。

本プランの概要は以下のとおりですが、詳細につきましては当社ホームページ掲載のニュースリリース「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」（平成21年5月28日）本文をご参照ください（参照URL <http://www.ogc-jp.com/>）。

<本プランの概要>

本プランでは、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、大量買付者に対して事前に大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が大量買付行為についての評価・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の意見や代替案を提示する、あるいは大量買付者との交渉等を行っていくための手続（以下「買付ルール」といいます。）を定めています。

大量買付者が、これらの買付ルールに従わない場合及び買付ルールに従った大量買付行為であっても当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合は、当社取締役会は、大量買付者による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権を、その時点ですべての株主に対し、無償で割り当てます。

なお、当社取締役会は、この新株予約権無償割当ての決議に先立ち、当社取締役会から独立した組織である特別委員会にその是非を諮問し、その勧告を最大限尊重いたします。特別委員会の委員は、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等から選任されるものとし、

本プランの有効期間は、本株主総会の終結時までとなっております。なお、かかる有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしております。

また、当社取締役会は、本株主総会でご承認いただくことを条件として、本プランの有効期間満了後、本プランをさらに1年間継続することを決議いたしました。これにつきましては、「株主総会参考書類」(P.46からP.60)に記載の第5号議案をご参照ください。

ハ 具体的取組みに対する当社取締役の判断及びその理由

前記ロ①に記載した修正中期経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、前記ロ②に記載した本プランは、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会の承認を得て導入されたものであること、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置し、対抗措置の発動に先立ち必ず特別委員会に諮問することになっていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではありません。

(本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切捨て、比率その他については四捨五入しております。)

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,966,648	流動負債	1,258,187
現金及び預金	908,351	支払手形及び買掛金	374,283
受取手形及び売掛金	1,159,301	1年内返済予定長期借入金	300,008
商品及び製品	394,996	リース債務	31,076
仕掛品	175,059	未払金	206,662
原材料及び貯蔵品	56,540	未払法人税等	10,902
繰延税金資産	887	未払消費税等	661
未収消費税等	20,175	設備支払手形	90,205
その他	256,307	賞与引当金	131,703
貸倒引当金	△4,970	その他	112,683
固定資産	4,272,908	固定負債	4,765,871
有形固定資産	4,074,245	長期借入金	4,348,644
建物及び構築物	1,594,847	リース債務	136,138
機械装置及び運搬具	1,309,906	繰延税金負債	10,146
工具器具備品	80,471	退職給付引当金	212,254
土地	708,614	資産除去債務	27,307
リース資産	148,702	負ののれん	12,959
建設仮勘定	231,703	長期未払金	18,421
無形固定資産	27,558	負債合計	6,024,059
ソフトウェア	7,929	(純資産の部)	
電話加入権	829	株主資本	898,983
借地権	18,800	資本金	1,761,028
投資その他の資産	171,104	利益剰余金	△861,690
投資有価証券	89,795	自己株式	△355
その他	82,236	その他の包括利益累計額	257,541
貸倒引当金	△927	その他有価証券評価差額金	△1,510
資産合計	7,239,557	為替換算調整勘定	259,051
		新株予約権	13,043
		少数株主持分	45,930
		純資産合計	1,215,498
		負債・純資産合計	7,239,557

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔自 平成22年4月1日〕
〔至 平成23年3月31日〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		6,369,931
売上原価		4,467,152
売上総利益		1,902,779
販売費及び一般管理費		1,037,579
営業利益		865,199
営業外収益		
受取利息	348	
受取配当金	4,385	
負のれん償却額	31,102	
助成金収入	94,504	
その他の	14,465	144,805
営業外費用		
支払利息	96,505	
為替差損	109,897	
その他	9,302	215,705
経常利益		794,299
特別利益		
固定資産売却益	34,510	
投資有価証券売却益	289	
貸倒引当金戻入益	1,154	
新株予約権戻入益	4,203	
その他	3,399	43,556
特別損失		
固定資産除却損	14,576	
固定資産売却損	2	
資産除去債務会計基準適用に伴う影響額	5,259	
地震災害による損失	7,120	
投資有価証券評価損	54,418	
その他	3,795	85,172
税金等調整前当期純利益		752,684
法人税、住民税及び事業税	14,024	
法人税等調整額	7,239	21,263
少数株主損益調整前当期純利益		731,420
少数株主利益		8,310
当期純利益		723,109

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔自 平成22年 4月 1日〕
〔至 平成23年 3月 31日〕

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成22年 3月 31日 残高	1,761,028	△1,584,800	△355	175,873
連結会計年度中の変動額				
当 期 純 利 益	—	723,109	—	723,109
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	723,109	—	723,109
平成23年 3月 31日 残高	1,761,028	△861,690	△355	898,983

	その他の包括利益累計額			新 株 予約権	少数株主 持 分	純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累 計 額 合 計			
平成22年 3月 31日 残高	△1,687	213,108	211,421	12,056	39,086	438,437
連結会計年度中の変動額						
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	723,109
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	177	45,942	46,119	986	6,844	53,950
連結会計年度中の変動額合計	177	45,942	46,119	986	6,844	777,060
平成23年 3月 31日 残高	△1,510	259,051	257,541	13,043	45,930	1,215,498

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社 (海外) 岡本光学科技股份有限公司
岡本光学科技(蘇州)有限公司
蘇州岡本貿易有限公司
台湾岡本硝子股份有限公司
(国内) 新潟岡本硝子株式会社

(2) 会計方針等

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの …… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料・仕掛品 …… 当社及び国内連結子会社
移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
在外連結子会社
移動平均法による低価法
貯蔵品 …… 最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

③固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …… 当社及び国内連結子会社
(リース資産を除く) 定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～35年

機械装置及び運搬具 3年～9年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了したため翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

在外連結子会社

定額法

無形固定資産 …… 定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産 …………… 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 …………… 従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生している額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

⑤重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(ロ)ヘッジ手段 …… 為替予約取引

ヘッジ対象 …… 外貨建営業債権

(ハ)ヘッジ方針

内部規定で定めるリスク管理方針に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(ニ)ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引については、輸出入実績に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定を省略しております。

⑥その他連結計算書類作成のための重要な事項

・消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

⑦連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価につきましては、全面時価評価法によっております。

⑧のれん及び負ののれんの償却に関する事項

負ののれんについては5年間の定額法による償却を行っております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これにより、当連結会計年度の営業利益及び経常利益は、それぞれ1,250千円減少し、税金等調整前当期純利益は6,509千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は26,693千円であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	6,443,035千円
(2) 圧縮記帳	有形固定資産に係る国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は、建物及び構築物170,432千円、機械装置及び運搬具296,757千円、工具器具備品50,334千円、計517,525千円であります。
(3) 担保に供している資産	建物 1,205,318千円
	土地 703,014千円
	計 1,908,333千円

(上記に対応する債務)

1年内返済予定長期借入金	217,596千円
長期借入金	3,706,731千円
計	3,924,327千円
(4) 手形遡求債務等	
受取手形割引高	45,970千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数	
普通株式	15,941,740株
(2) 新株予約権(権利行使が到来しているもの)の目的となる株式の数	
普通株式	54,200株

4. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は預金等の安全性の高い金融資産で運用し、また、必要な資金は銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外には行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外輸出取引から生じた営業債権の一部が外貨建てであり、こうした外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に、業務上の関係を有する企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には、製品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。

長期借入金は、設備投資及び運転資金に係る資金調達です。このうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引のみであり、為替予約についてのリスク管理方針に従い、担当部門が実需の範囲内で決裁者の承認を得て実行しております。契約先は信用度の高い国内の銀行であり実質的な信用リスクはないものと判断しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての輸出の大半について、取引先との間で定期的な為替の変動に応じた外貨建て注文単価の見直しをしておりますが、売掛債権回収までのタイムラグによる為替変動リスクが残っております。

借入金については、変動金利のものがありますが、その大半が短期プライムレートに連動したものとなっております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状態等を把握しております。

当社は、各部署からの報告に基づきコーポレートサービス本部が資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

設備投資の決定では、投資の採算性だけでなく、資金繰りへの影響も考慮しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合は合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち28.4%が特定の顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	908,351	908,351	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,159,301	1,159,301	—
(3) 投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	—	—	—
② その他有価証券	72,594	72,594	—
資産合計	2,140,246	2,140,246	—
(1) 支払手形及び買掛金	374,283	374,283	—
(2) 長期借入金	4,648,652	4,648,251	△401
(3) リース債務	167,215	165,638	△1,576
負債合計	5,190,151	5,188,173	△1,978

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、一部の外貨建売掛金は、為替予約の振当処理の対象とされており、ヘッジ対象とされる売掛金と一体として処理しているため、その時価は売掛金の時価に含めて記載しております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、主に市場価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金及び(3)リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しています。

（注2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	17,200

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 満期のある金銭債権及び有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	908,351	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,159,301	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	—	—
その他有価証券のうち 満期のあるもの	—	—	—	—
合計	2,067,652	—	—	—

(注4) 長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	300,008	3,163,426	880,817	126,248	53,280	124,872
リース債務	31,076	32,304	33,398	34,512	32,849	3,074
合計	331,084	3,195,730	914,215	160,761	86,129	127,946

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額	72円55銭
1株当たりの当期純利益	45円36銭

6. 重要な後発事象

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,385,800	流動負債	1,028,325
現金及び預金	596,438	支払手形	229,599
受取手形	137,200	買掛金	231,427
売掛金	1,007,771	短期借入金	10,462
商品及び製品	386,433	1年内返済予定長期借入金	173,136
仕掛品	140,650	賞与引当金	108,506
原材料及び貯蔵品	40,288	リース債務	3,151
前払費用	12,845	未払金	169,359
未収消費税等	20,175	未払費用	63,445
短期貸付金	133,000	未払法人税等	6,732
その他の他	49,427	設備支払手形	6,684
貸倒引当金	△138,432	その他	25,822
固定資産	3,402,289	固定負債	3,695,435
有形固定資産	3,174,110	長期借入金	3,340,800
建物	1,374,453	リース債務	15,454
構築物	10,972	退職給付引当金	195,713
機械及び装置	836,063	債務保証損失引当金	111,000
車両運搬具	2,602	繰延税金負債	1,086
工具器具備品	68,548	長期未払金	18,421
土地	703,014	負ののれん	12,959
リース資産	17,720	負債合計	4,723,761
建設仮勘定	160,734	(純資産の部)	
無形固定資産	27,558	株主資本	1,052,794
ソフトウェア	7,929	資本金	1,761,028
電話加入権	829	利益剰余金	△707,879
借地権	18,800	その他利益剰余金	△707,879
投資その他の資産	200,619	繰越利益剰余金	△707,879
投資有価証券	89,795	自己株式	△355
関係会社株式	32,078	評価・換算差額等	△1,510
関係会社出資金	22,149	その他有価証券評価差額金	△1,510
出資金	50,340	新株予約権	13,043
長期貸付金	1,024,424	純資産合計	1,064,327
保険積立金	8,439		
その他の他	13,973		
貸倒引当金	△1,023,927		
投資損失引当金	△16,652		
資産合計	5,788,089	負債・純資産合計	5,788,089

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔自 平成22年 4月 1日〕
〔至 平成23年 3月 31日〕

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		6,286,302
売 上 原 価		4,871,689
売 上 総 利 益		1,414,612
販売費及び一般管理費		926,536
営 業 利 益		488,075
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	30,080	
受 取 配 当 金	4,370	
賃 貸 料 収 入	1,220	
負 の の れ ん 償 却 額	31,102	
技 術 指 導 料	15,655	
助 成 金 収 入	14,041	
そ の 他	24,646	121,116
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	77,356	
為 替 差 損	49,577	
そ の 他	8,004	134,938
経 常 利 益		474,253
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	187	
有 価 証 券 売 却 益	289	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額	380,000	
新 株 予 約 権 戻 入 益	4,203	384,680
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	2	
固 定 資 産 除 却 損	8,701	
地 震 災 害 に よ る 損 失	7,120	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	54,418	
関 係 会 社 整 理 損	3,921	74,164
税 引 前 当 期 純 利 益		784,769
法人税、住民税及び事業税	6,375	6,375
当 期 純 利 益		778,394

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔自 平成22年 4 月 1 日〕
〔至 平成23年 3 月 31 日〕

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	利益剰余金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
平成22年 3 月 31 日 残高	1,761,028	△1,486,273	△1,486,273	△355	274,400
事業年度中の変動額					
当 期 純 利 益	—	778,394	778,394	—	778,394
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	778,394	778,394	—	778,394
平成23年 3 月 31 日 残高	1,761,028	△707,879	△707,879	△355	1,052,794

項 目	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
平成22年 3 月 31 日 残高	△1,687	△1,687	12,056	284,769
事業年度中の変動額				
当 期 純 利 益	—	—	—	778,394
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	177	177	986	1,164
事業年度中の変動額合計	177	177	986	779,558
平成23年 3 月 31 日 残高	△1,510	△1,510	13,043	1,064,327

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式…………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料・仕掛品…………… 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品…………… 最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…………… 定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～35年

機械及び装置 3～9年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了したため翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産…………… 定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産……………

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
投資損失引当金	関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。
賞与引当金	従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生している額を計上しております。 なお、数理計算上の差異は、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。
債務保証損失引当金	債務保証に係る損失に備えるため、保証先の財政状態等を個別に勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(ロ)ヘッジ手段 …… 為替予約取引

ヘッジ対象 …… 外貨建営業債権

(ハ)ヘッジ方針

内部規定で定めるリスク管理方針に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(ニ)ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引については、既に輸出した実績に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定を省略しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

(会計方針の変更)

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	134,771千円
短期金銭債務	154,525千円
長期金銭債権	1,023,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

(3) 圧縮記帳 …… 有形固定資産に係る国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は、機械及び装置142,869千円、工具器具備品39,828千円、計182,697千円であります。

(4) 担保に供している資産	建物	1,083,596千円
	土地	703,014千円
	計	1,786,610千円

(上記に対応する債務)

1年内返済予定長期借入金	102,664千円
長期借入金	2,793,675千円
計	2,896,339千円

(5) 保証債務及び手形遡求債務等

保証債務	638,602千円
新潟岡本硝子(株)	
(金融機関からの借入金に対する債務保証)	489,993千円
(リース債務に対する債務保証)	148,609千円
計	638,602千円
連帯債務	533,723千円
新潟岡本硝子(株)	
(金融機関からの借入金に対する連帯債務)	533,723千円
受取手形割引高	45,970千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引売上高	11,534千円
当期製品製造原価	1,285,878千円
販売費及び一般管理費	6,149千円
営業取引以外の取引	60,392千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数

普通株式	360株
------	------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

賞与引当金損金算入限度超過額	43,868千円
未払事業税否認	2,989千円
たな卸資産評価損	9,613千円
未払事業所税否認	4,454千円
法定福利費未払金否認	5,099千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	79,126千円
長期未払金	7,447千円
関係会社株式評価損否認	307,664千円
投資損失引当金否認	6,732千円
投資有価証券評価損否認	27,774千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	469,942千円
一括償却資産損金算入限度超過額	671千円
ゴルフ会員権評価損否認	2,506千円
債務保証損失引当金	44,877千円
減損損失	128,610千円
減価償却損金算入限度超過額	28,796千円
繰越欠損金	578,281千円
小計	1,748,458千円
評価性引当額	△1,748,458千円
差引	—千円
繰延税金資産合計	—千円
繰延税金負債	—千円
その他有価証券評価差額金	1,086千円
繰延税金負債合計	1,086千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している蒸着製品製造設備・ガラス製品製造設備の一部、営業車輛、フォークリフト及び事務機器の一部があります。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引は以下のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	期末残高相当額
構 築 物	23,284千円	10,564千円	12,720千円
工 具 器 具 備 品	39,187千円	31,231千円	7,955千円
車 輛 運 搬 具	5,176千円	2,804千円	2,372千円
計	67,648千円	44,600千円	23,047千円

未経過リース料期末残高相当額

1年以内	8,101千円
1年超	14,946千円
計	23,047千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	9,793千円
減価償却費相当額	9,793千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社 (当該 子会社 の子会社 を含む)	岡本光学 科技股份 有限公司	所有 直接 70%	商品の仕入 技術指導 資金の借入	商品の購入(注1) 技術指導料 の受取 — 利息の支払	72,316 11,194 — 206	買掛金 その他の流動資産 — 短期借入金	6,753 553 — 10,462
	台湾岡本 硝子股份 有限公司	所有 直接 100%	測定器の譲渡 営業支援	測定器の譲渡(注2) 営業支援料 の受取	10,000 3,600	— —	— —
	岡本光学 科技(蘇 州)有限公 司	所有 直接 100%	資金の貸付 債権の放棄	資金の返済 債権放棄(注3)	27,000 — 724,749	— —	— —
	蘇州岡本 貿易有限 公司	所有 直接 100%	当社製品の販売 商品の仕入 資材の仕入 業務委託	製品の販売(注1) 商品の購入(注1) 生産・荷造用資材 の購入(注1) 業務委託料	6,348 9,103 686 — 5,800	売掛金 買掛金 未払金 —	548 39 414 —
	新潟岡本 硝子株式 会社	所有 直接 100%	同社製品の仕入 技術指導 債務保証 資金の貸付	部品の購入(注1) 技術指導料の受取 債務保証(注4) 連帯債務 資金の貸付 資金の返済 利息の受取	1,209,307 12,000 749,602 533,723 — — 29,959	買掛金 — — — 短期貸付金 長期貸付金 その他の流動資産	136,719 — — — 133,000 1,023,000 571

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 市場価格、総原価を勘案して毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。
 2 当社は、台湾岡本硝子股份有限公司に製品検査のための分光測定器の購入の手配を行っており、この取引により、3,431千円を営業外収益その他に計上しております。
 3 岡本光学科技(蘇州)有限公司は操業停止しており、同社の債務超過を解消するため債権の放棄を行っております。前事業年度までに引当済みの金額を差引いた3,921千円を関係会社整理損に計上しております。
 4 当社は新潟岡本硝子株式会社の銀行借入及びリース債務に対して債務保証を行っております。
 なお保証料は受領しておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	65円95銭
1株当たり当期純利益	48円83銭

9. 重要な後発事象

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年5月20日

岡 本 硝 子 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 静 雄 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柳 井 浩 一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岡本硝子株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡本硝子株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年5月20日

岡 本 硝 子 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 静 雄 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柳 井 浩 一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岡本硝子株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査結果に関する報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度

に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月27日

岡本硝子株式会社 監査役会

常勤監査役 佐々木 卓 ㊟

監査役 宮下 正彦 ㊟

監査役 亀山 勝 ㊟

(注) 監査役宮下正彦及び亀山勝の両氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（5名）は、任期満了となりますので、あらためて取締役7名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	岡本 毅 (昭和30年7月11日生)	昭和55年4月 警察庁入庁 平成7年6月 埼玉県警察本部刑事部長 平成7年12月 当社代表取締役社長（現任） 平成8年1月 台湾岡本硝子股份有限公司董事長（兼務） 平成13年8月 岡本光学科技股份有限公司董事長（兼務） 平成16年3月 岡本光学科技（蘇州）有限公司董事長（兼務） 平成23年3月 当社営業本部長（兼務）	株 613,720
2	有馬 信博 (昭和25年9月21日生)	昭和44年4月 株式会社マーモ製作所入社 昭和50年12月 株式会社シグマ工芸入社 昭和58年4月 大阪岡本硝子株式会社入社 平成14年4月 同社取締役 平成16年4月 当社大阪分社長 平成16年6月 取締役大阪分社長 平成18年7月 常務取締役大阪分社長（現任） 平成20年6月 岡本光学科技股份有限公司総経理（兼務） 平成20年10月 台湾岡本硝子股份有限公司総経理（兼務）	株 18,520
3	田川 勝彦 (昭和27年5月15日生)	昭和52年4月 三晃印刷株式会社入社 昭和61年5月 株式会社ギフコ営業第二部部长 平成2年5月 クニメディア株式会社専務取締役 平成17年4月 当社入社 営業本部照明営業部長 同年 7月 営業本部照明営業部長兼フライアイ推進室長 同年 10月 執行役員営業本部副部长兼照明営業部長兼光学営業部長兼フライアイ推進室長 平成18年4月 執行役員営業本部長兼照明営業部長 同年 6月 取締役営業本部長兼照明営業部長 平成19年11月 取締役横浜事業所長 平成20年4月 取締役生産本部本部長代行 平成21年4月 取締役生産本部長 平成22年4月 常務取締役生産本部長（現任）	株 2,200

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
4	阿部 裕 (昭和25年6月23日生)	昭和49年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成6年10月 同社スペイン支店長 平成12年3月 同社松戸・柏法人営業部長 平成14年5月 株式会社ヒダダン常務取締役経営企画本部長 平成16年1月 田園都市株式会社常務取締役財経本部長 平成20年12月 当社入社 上級執行役員コーポレートサービス部長 平成21年4月 上級執行役員コーポレートサービス本部長兼財務経理部長 平成22年1月 上級執行役員コーポレートサービス本部長兼財務経理部長兼経営企画室長 平成22年7月 取締役コーポレートサービス本部長兼財務経理部長兼原価管理室長（現任）	株 400
5	齋藤 朋之 (昭和22年2月24日生)	昭和40年4月 陸上自衛隊第一空挺団入隊 平成2年2月 当社入社 平成9年1月 取締役総務部長 平成14年4月 取締役管理本部長 平成16年4月 常務取締役コーポレートサービス本部、営業本部、大阪分社統括 平成17年4月 新潟岡本硝子株式会社代表取締役社長（兼務） 平成17年10月 当社取締役（現任）	株 23,200
6	高橋 弘 (昭和28年1月1日生)	昭和50年3月 当社入社 平成9年1月 取締役生産本部ガラス製造部長 平成13年3月 生産本部ガラス製造部長 平成16年4月 上級執行役員ガラス製造部ガラス技術部長 平成17年4月 新潟岡本硝子株式会社取締役（兼務） 平成17年7月 当社上級執行役員生産本部設備技術部長 平成18年4月 上級執行役員生産本部副本部長（現任）	株 20,000
7	西 正博 (昭和31年6月24日生)	昭和59年4月 東洋シール工業株式会社入社 昭和61年3月 松浪硝子工業株式会社入社 平成20年3月 同社常務取締役 平成21年1月 当社入社 上級執行役員生産本部フライアイ製造部長兼商品開発センター副センター長 平成22年12月 上級執行役員事業推進室長兼商品開発センター副センター長（現任）	株 191

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 各取締役候補者の所有する当社の株式数は、平成23年3月31日現在のものであります。
 3. 取締役候補者西正博氏の所有する当社株式は、岡本硝子社員持株会を通じての保有分であります。

第2号議案 監査役3名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役全員（3名）は、任期満了となりますので、あらためて監査役3名の選任をお願いいたします。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	佐々木 卓 (昭和28年9月5日生)	昭和48年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成11年10月 株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）港区南地区営業部長 平成15年9月 株式会社昭和真空 総務部長 平成18年2月 中央青山監査法人コンサルタント 平成19年8月 太陽ASG監査法人コンサルタント 平成21年7月 当社事業推進室嘱託 平成22年1月 経営企画室嘱託 平成22年6月 常勤監査役（現任）	株 300
2	亀山 勝 (昭和19年2月12日生)	昭和42年4月 中小企業金融公庫入庫 平成10年3月 中小企業金融公庫大阪支店長 平成12年4月 経営戦略研究所理事 平成14年7月 当社社外監査役（兼務） 平成16年6月 経営戦略研究所代表 平成22年4月 経営戦略研究所参与（現任）	株 100
3	芝 昭彦 (昭和42年3月30日生)	平成3年4月 警察庁入庁 平成8年5月 イェール大学経営大学院修士課程卒業（MBA取得） 平成16年10月 弁護士（第二東京弁護士会所属）登録 国広総合法律事務所入所 平成22年4月 芝経営法律事務所代表（現任） 平成22年5月 フクダ電子株式会社監査役（現任） 平成22年6月 株式会社ベリサーブ取締役（現任） 株式会社プリンスホテル監査役（現任）	株 800

- (注)
1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 各監査役候補者の所有する当社の株式数は、平成23年3月31日現在のものであります。
 3. 亀山勝氏及び芝昭彦氏は社外監査役候補者であります。
 4. 亀山勝氏は、長年にわたり金融機関に在籍され、またその後も経営コンサルタントとして活動されており、経営に関する幅広い知識及び経験を当社の監査に生かしていただくために社外監査役として選任をお願いするものであります。また、上記の理由により、同氏は社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
 5. 芝昭彦氏は、弁護士として培われた企業法務に関する専門的な知識及び経験を当社の監査に生かしていただくために社外監査役として選任をお願いするものであります。また、上記の理由により、同氏は社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
 6. 亀山勝氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって、8年11ヶ月であります。なお、当社は同氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役の事業年度に関する責任をより明確にし、変化の激しい経営環境に迅速に対応するため、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮するものであります。
- (2) 社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条の責任限定契約を締結することを可能とするための規定を新設するものであります。また、本変更につきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役の責任免除) 第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(任期) 第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 (現行どおり)</p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第41条 (現行どおり)</p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p>

第4号議案 取締役、監査役及び従業員等に対するストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役、監査役及び従業員等（当社の従業員、顧問及び嘱託並びに子会社の職員）に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を、当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役の報酬額は、平成13年6月29日開催の定時株主総会において年額80,000千円以内とする旨ご承認いただいております。また、当社の監査役の報酬額は、平成14年6月27日開催の定時株主総会において年額20,000千円以内とする旨ご承認いただいております。上記報酬額の枠内で、当社の取締役及び監査役に対し、報酬として金銭の払込みを要することなく新株予約権を付与することについても、併せてご承認をお願いするものであります。

当該報酬額につきましては、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した新株予約権の公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額を勘案して定めます。

なお、第1号議案のご承認を賜りますと当社の取締役は7名となります。また、第2号議案のご承認を賜りますと当社の監査役は3名となります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、3.の要領に記載のとおり、当社の取締役、監査役及び従業員等に対し金銭の払込みを要することなく新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権割当ての対象者

当社の取締役、監査役及び従業員等に割り当てるものといたします。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式200,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

2,000個を上限とする。このうち、当社取締役が付与する新株予約権は250個を上限とし、当社監査役が付与する新株予約権は50個を上限とし、当社従業員等が付与する新株予約権は1,700個を上限とする。

(新株予約権1個につき普通株式100株。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権と引換えに金銭を払込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の大阪証券取引所（JASDAQ市場）における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の前日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価格で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成25年7月1日から平成27年6月30日まで
- (6) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の譲渡、質入、相続を認めない。
 - ② 権利行使時に、引続き当社の役職員等であること。ただし、妥当な事情があり、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 - ③ 新株予約権の一部行使・分割行使は認めない。
 - ④ その他の条件については、本株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (7) 新株予約権の取得
当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(6)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することができる。この場合、当該新株予約権は無償で取得する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得
譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。

第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成19年6月27日開催の当社第61回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた上で「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、平成20年6月28日開催の当社第62回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた上でその内容を一部修正し、その後も更新して本株主総会の終結時までこれを継続しております（以下これを「本プラン」といいます。）。

その後も、当社取締役会（以下「取締役会」といいます。）は、買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるための取り組みとして本プランについて検討を行ってまいりました。その結果、本年もこれを同一内容で継続することとし、これにつき株主の皆様のご承認をいただこうとするものであります。

1. 提案の理由

当社の「会社の支配に関する基本方針」は、「事業報告」6.(2)に記載のとおりであります。この基本方針に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（本プラン）を継続するものであります。

2. 提案の内容

(1) 本プランに基づく対抗措置の発動

次のア若しくはイに該当する行為又はこれらに類似する行為（ただし、取締役会があらかじめ承認したものを除きます。次の(2)以降で「大量買付」といいます。）がなされ又はなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動されることがあります。

ア 当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。）について保有者（金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者をいいます。以下同じとします。）の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定される株券等保有割合をいいます。以下同じとします。）が20%以上となる買付

イ 当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等をいいます。以下イにおいて同じとします。）について公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に規定される公開買付けをいいます。以下同じとします。）に係る株券等の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に規定される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。）及びその特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定される特別関係者（取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。以下同じとします。）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(2) 大量買付者に対する情報提供の要求等

ア 大量買付を行う買付者（以下「大量買付者」といいます。）には、その実行に先立ち、当社に対して大量買付者の買付内容の検討のために必要な情報及び大量買付者が大量買付に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。

具体的には、買付説明書には以下の事項を記載していただきます。

(ア) 大量買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、会社等の目的及び事業の内容並びに大株主又は大口出資者（所有株式数又は出資割合上位10名）の概要

- (イ) 大量買付行為の概要（目的となる株券等の種類及び数並びに大量買付行為の目的の概要（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大量買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡又は重要提案行為等を行うこと等の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）
- (ウ) 大量買付者が現に保有する当社の株券等の数及び買付説明書提出後60日間における大量買付者の当社の株券等の保有状況
- (エ) 下記に述べる買付ルールを遵守する旨の誓約
- イ 大量買付者には、上記の買付説明書を提出いただいた場合には、以下の手順に従い、取締役会に対して、大量買付行為に対する当社の株主の皆様のご判断及び取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「大量買付情報」といいます。）を提供していただきます。
- ウ 取締役会は上記の買付説明書受領後10営業日以内に、大量買付者に対し、当初提供していただくべき情報を記載したリストを上記ア(ア)の国内連絡先宛に発送しますので、大量買付者には、取締役会に対して、かかるリストに従って十分な情報を提供していただきます。
- 提供していただく情報の具体的内容は、大量買付者の属性、大量買付行為の条件・方法等により異なりますが、以下の各項目に記載する情報は、原則として上記リストの一部に含まれるものとします。
- (ア) 大量買付者に関する事項
- 大量買付者及びそのグループ（大量買付者の大株主又は大口出資者（所有株式数又は出資割合上位10位）、共同保有者、特別関係者及び大量買付者がファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、経歴又は沿革、会社又は団体の目的、事業内容、資本金の額、発行済株式の総数、役員等の氏名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況等及び直近2事業年度の財務状態及び経営成績その他の経理の状況並びに過去の企業買収の経緯及びその結果、過去の法令違反の有無及びその内容を含みます。）
- (イ) 大量買付行為の具体的内容
- ① 大量買付行為の目的（買付説明書において開示していただいた目的の具体的内容）、方法及び内容（大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性並びに大量買付行為の後に当社の株式が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。）
- ② 大量買付行為の買付対価の内容（現金の場合は金額及び通貨の種類（円貨以外の場合は金額算定に使用した換算レートを含みます。）、現金以外の場合には、種類、数、価額、内容等（有

価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の発行者の状況並びに当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額)を記載していただきます。)、買付価格の算定の基礎及び経緯(算定の基礎については、算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を具体的に記載し、当該買付価格が時価と異なる場合や大量買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合には、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。)

- ③ 大量買付行為に際しての、第三者との間における意思疎通(買付説明書提出日以後に当社の株券等の買付を共同して行う旨の契約その他の合意又は取決めを含みます。)が存する場合には、その相手方及び内容
- ④ 大量買付行為に要する資金の調達状況及び当該資金の調達先の概要(預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。)
- ⑤ 大量買付者が既に保有する当社の株券等に関する借入契約、担保契約、売り戻し契約、売買の予約その他第三者との間の重要な契約又は取決め(以下「担保契約」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑥ 大量買付者が大量買付行為の完了後に取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- ⑦ 支配権取得又は経営参加を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の完了後に意図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画、組織再編成、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選

定又は解職、役員との構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性

- ⑧ 純投資又は政策投資を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由、長期的な資本提携を目的とする政策投資として大量買付行為を行う場合には、その必要性
- ⑨ 重要提案行為等を行うことを大量買付行為の目的とする場合又は大量買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑩ 大量買付行為の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- ⑪ 大量買付行為の完了後に意図する当社グループの従業員、取引先、地域社会等の利害関係者の処遇方針
- ⑫ 大量買付者が当社及び当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、大量買付行為の完了後におけるわが国の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律又は海外競争法に照らした適法性についての考え方
- ⑬ その他取締役会が必要と認めた事項

上記のリストに従い大量買付者から当初提供していただいた情報だけでは、当該大量買付行為の条件・方法等に照らして、株主の皆様のご判断及び取締役会の評価、検討等のためには不十分であると取締役会が客観的に判断する場合には、取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提出していただきます。

なお、買付説明書が提出された事実及び大量買付者から提出された情報については、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

また、取締役会は、大量買付者による大量買付情報の提供が完了したと客観的に判断する場合には、その旨を大量買付者に対して通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかに株主の皆様公表いたします。

(3) 買付内容の検討、大量買付者との交渉

ア 取締役会による検討作業

取締役会は、大量買付者に対して情報提供完了通知を行った後、取締役会による大量買付情報の評価・検討、大量買付行為に関する意見形成、代替案の作成等を行います。また、取締役会は、株主の

皆様のご意向の把握に努めるとともに、取引先、従業員、地域関係者等からも必要に応じて意見を聴取します。

そのための期間として、当該大量買付行為の内容に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める期間（いずれの場合も初日不算入とします。以下「取締役会評価期間」といいます。）を設定します。大量買付者は、この取締役会評価期間が経過した後にのみ、大量買付行為を開始できるものとします。

(ア) 対価を現金（円貨）のみとする当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大量買付行為の場合には60日

(イ) その他の大量買付行為の場合には90日

また、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付内容を改善するために、取締役会は、必要に応じ、直接又は間接に大量買付者と協議、交渉を行います。大量買付者は、取締役会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、取締役会は、取締役会評価期間内に上記の評価・検討、大量買付行為に関する取締役会としての意見の形成又は株主の皆様に対する代替案の策定を完了するに至らないことやむを得ない事由がある場合には、最長30日間（ただし、初日不算入とします。）の範囲内で、取締役会評価期間を延長することができるものとします。取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当社は、当該決議された具体的期間及びその期間が必要とされる理由について、直ちに株主の皆様にご公表します。

イ 情報開示

取締役会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者の買付内容、大量買付者の買付内容に対する取締役会の意見、取締役会から提示した代替案の概要その他取締役会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と取締役会が判断した情報を除き、株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

(4) 取締役会における判断

ア 取締役会が本プランを発動する場合の条件

(ア) 大量買付者が買付ルールに従わずに大量買付行為を行う場合

大量買付者が上記(2)及び(3)に定める手続き等（以下「買付ルール」といいます。）に従わずに大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、具体的な大量買付行為の条件・方法等の如何を問わず、取締役会は、当該大量買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置（その具体的内容については、下記(5)をご参照ください。）を講じることができるものとします。

(4) 大量買付者が買付ルールに従って大量買付行為を行う場合

大量買付者が買付ルールに従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、取締役会が仮に当該大量買付行為に対して反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者による大量買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する大量買付情報及びそれに対する取締役会の意見、代替案をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が買付ルールに従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、次のとおり当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置（その具体的内容については、下記(5)をご参照ください。）を講じることがあります。

- ① 次に掲げる行為等、当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付である場合
 - (a) 株式を買い占め、その株式につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行うような場合
 - (c) 当社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ② 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の買付を行うことをいいます。）等、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- ③ 買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われる買付である場合
- ④ 必要情報その他買付内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を株主の皆様に対して十分に提供することなく行われる買付である場合
- ⑤ 買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方針又は事業計画、

買付後における当社の取引先、従業員、地域関係者等に対する対応方針等を含みます。)が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適切な買付である場合

(5) 対抗措置の内容

取締役会は、上記において講じることができることとされる対抗措置として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします（割り当てられる新株予約権の概要については別紙1をご参照ください。）。

(6) 特別委員会の設置及び諮問等の手続

ア 特別委員会の設置

買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か及び買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じることについては、取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するため、また、その他本プランの合理性及び公正性を担保するために、当社は、取締役会から独立した組織として特別委員会を設置します。特別委員会の委員は3名以上とし、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。なお、特別委員会の委員につきましては別紙2に記載の3氏を予定しております。

イ 対抗措置発動の手続

取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問します。特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

なお、取締役会は、特別委員会に対する上記諮問の他、大量買付者の提供する大量買付情報その他の情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に与える影響を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

ウ 発動した対抗措置の中止又は撤回

取締役会が上記イ記載の手続に従って対抗措置を発動した場合であっても、大量買付者が大量買付行為を中止若しくは撤回した場合又は対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上

という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、改めて特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。特別委員会は、当該諮問に基づき、当該対抗措置を維持することの是非について検討し、取締役会に対して勧告を行います。取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、取締役会が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でない判断に至った場合には、取締役会はその決議により、発動した対抗措置を中止又は撤回し、速やかにその旨を開示いたします。

エ 特別委員会に対するその他の諮問

取締役会は、大量買付者から提供された情報が大量買付情報として必要かつ十分であるかについて疑義がある場合、株主の皆様に対して取締役会が代替案を提示する場合、その他取締役会が必要と認める場合には、上記の対抗措置の維持の是非以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、取締役会に対して勧告を行います。取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

なお、取締役会が取締役会評価期間の延長を決議するに当たっては、取締役会は、期間延長及び延長される期間の是非について、あらかじめ特別委員会に対して諮問するものとし、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、取締役会に対して当該期間延長及び延長される期間の是非について勧告を行います。取締役会は、取締役会評価期間を延長するか否か及び延長される期間の判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

(7) 本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更についての株主の皆様の意思の尊重

本プランの有効期間は、平成24年に開催される当社定時株主総会の終結時までとします。ただし、本プランは、本株主総会において出席株主の皆様のご賛同の過半数のご賛同を得て可決されることを条件として導入されるものであり、本株主総会において、本プランについて出席株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、本プランは導入されません。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、取締役会において本プ

ランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、基本方針に反しない範囲又は会社法、金融商品取引法その他の法令若しくは証券取引所規則の変更若しくは解釈・運用の変更又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、特別委員会の承認を得た上、本プランを変更することがあります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び変更の場合には変更内容その他取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び証券取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

3. 本プランの合理性について

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（i 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、ii 事前開示・株主意思の原則、iii 必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されること

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを条件として、大量買付者に対して、事前に当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランについての株主の皆様のご意思を反映するため、本株主総会において出席株主の皆様のご意思の過半数の同意を得て可決されることを条件として、本プランを導入いたします。

また、本プランの有効期間は、平成24年に開催される当社定時株主総会の終結時までであり、その時点で取締役会は更に本プランを継続するか否かを定めるものとします。また、その有効期間の満了前であっても取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されます。したがって、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、取締役会における恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものです。

(5) 特別委員会の設置

当社は、本プランの導入に当たり、買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か及び買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本プランの合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとしております。

これにより、取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防ぐための仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。したがって、当社の取締役の定員の状況等も含めて、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）を意図したものではありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の無償割当ては行われません。したがって、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当て決議を行った場合には、別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、取締役会が、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記に記載の手続等に従い取締役会が発動

した対抗措置の中止又は撤回を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生ずることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、大量買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

以 上

割り当てられる新株予約権の概要

1. 新株予約権無償割当て

当社取締役会は、下記(1)又は(2)の場合速やかに、下記2.に定める内容の新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを決議し、本新株予約権の割当てのための基準日（以下「割当期日」といいます。）を定めません。

(1) 大量買付者が出現する可能性のある公開買付けが開始された場合。

(2) 「株券等買付日」（大量買付者が出現した旨を当社が何らかの方法により公表した最初の日をいいます。以下同じ）が生じた場合。

ただし、取締役会が、買付提案者から提出された必要情報を検討した結果、当該買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると判断した後、当該検討の対象となった買付提案の条件に基づいて、速やかに、当該公開買付けが開始・実行され又は当該株券等買付日が生じたものである場合を除きます。

公開買付けが開始されたことにより割当期日が定められた場合において、公開買付期間が延長されたときは、取締役会により、法令で許容される限りにおいて、いったん定められた割当期日に変更される場合があり、また、本新株予約権の無償割当てが行われる前に当該公開買付けが終了し又は撤回され、これにより買取者が出現しなかったときは、法令で許容される限りにおいて、本新株予約権の無償割当ては中止されます。

2. 本新株予約権の主な内容

本新株予約権の主な内容は以下のとおりです。なお、取締役会は、かかる本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことがあります。

(1) 割当対象株主

割当期日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主は、その保有する当社普通株式1株（ただし、当社が保有する当社株式を除きます。）につき、本新株予約権1個を割り当てられる権利を有するものとします。

(2) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個につき、下記(4)に記載する行使価格を対価として、原則として当社普通株式1株を取得することができるものとします。ただし、取締役会は、本新株予約権の発行決議に際し、授權枠の範囲内で、本新株予約権行使の目的となる当社普通株式の数を1株を超える数又は1株未満の数と定めることができます。

(3) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数（ただし、当社が保有する当社普通株式を除きます。）を上限とします。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 発行される当社普通株式1株当たり1円とします。

(5) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は、2ヶ月以内で、本新株予約権の割当て決議において取締役会が定める期間とします。

(6) 本新株予約権の行使条件

下記3.に定めるとおりとします。

(7) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を他に譲渡するには、取締役会の承認を要するものとします。

(8) 当社による本新株予約権の取得条項等

当社は、取締役会が別に定める日において、下記3.の行使条件により新株予約権の行使をすることができる者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

3. 本新株予約権の行使条件

本新株予約権の行使は、株券等買付日が到来していることを条件とします。大量買付者が実質的に保有する本新株予約権は、いかなる場合においても行使できないものとします。当社は、本新株予約権の行使の条件として、本新株予約権の保有者に自己が大量買付者ではないこと及び本新株予約権を大量買付者のために保有する者ではないことの確認を求め、かつ、合理的な範囲で、その根拠を示す資料の提出を求めることができるものとします。上記の確認又は資料の提出がなされない場合には、当社は当該本新株予約権の保有者を大量買付者であるとみなすことができます。

本新株予約権を有する者が、当該本新株予約権の行使により将来発行されるべき当社株式を大量買付者に対して譲渡する旨合意しているときは、当社は、当該新株予約権の実質的な保有者を大量買付者であるとみなすことができます。本新株予約権の割当てを受けた株主が、割当日現在において保有する株式を大量買付者に対して譲渡したとき又は譲渡する旨合意したときは、当社は、当該株式に対して割当てられた本新株予約権の行使により将来発行されるべき株式について、大量買付者に対する譲渡が合意されたものとみなすことができます。

本プランの規定に違反して譲渡された本新株予約権は、行使することができないものとします。

4. その他の事項

本プランに定める事項のほか、本新株予約権無償割当てに関して法令上必要とされる事項は、取締役会において定めます。

以 上

特別委員会委員候補者の氏名及び略歴

氏名 金田 晃 (かねだ あきら)
略歴 昭和38年3月 広島国税局を経て東京国税局管内の各署を歴任
昭和62年2月 行政書士業を開業 (平成8年4月まで)
税理士業を開業
平成18年5月 新潟岡本硝子株式会社監査役 (兼務)
平成20年7月 税理士法人あゆみ所長 (現任)

氏名 亀山 勝 (かめやま まさる)
略歴 昭和42年4月 中小企業金融公庫入庫
平成10年3月 中小企業金融公庫大阪支店長
平成12年4月 経営戦略研究所理事
平成14年7月 当社社外監査役 (兼務)
平成16年6月 経営戦略研究所代表
平成22年4月 経営戦略研究所参与 (現任)

氏名 芝 昭彦 (しば あきひこ)
略歴 平成3年4月 警察庁入庁
平成16年10月 弁護士 (第二東京弁護士会所属) 登録
国広総合法律事務所
平成22年4月 芝経営法律事務所代表 (現任)
平成22年5月 フクダ電子株式会社監査役 (現任)
平成22年6月 株式会社ベリサーブ取締役 (現任)
株式会社プリンスホテル監査役 (現任)

(注) 同氏は、本株主総会の議案において、当社社外監査役の候補者となっております。

以 上

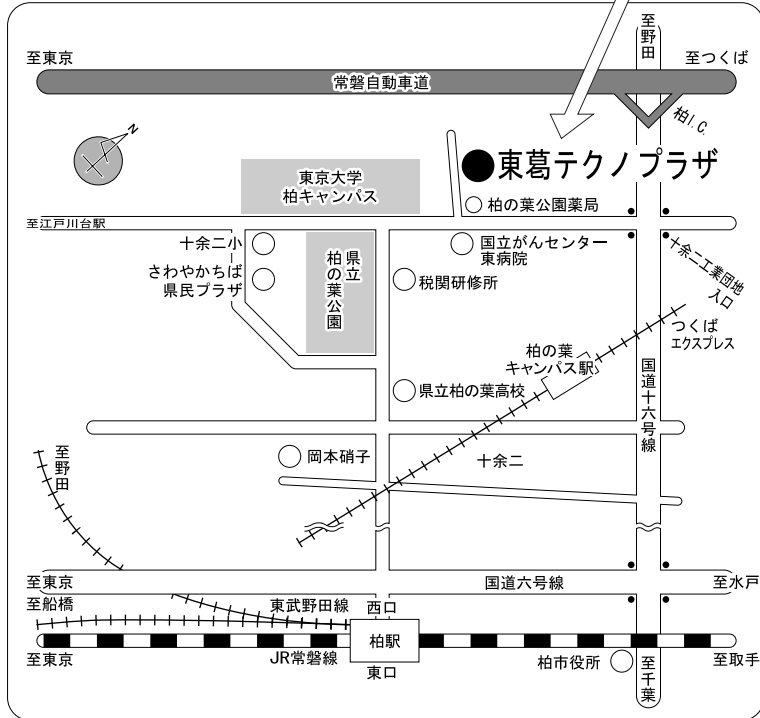
<メモ欄>

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

A series of 18 horizontal dotted lines spanning the width of the page, providing a template for handwriting practice.

定時株主総会会場ご案内図

会場 千葉県柏市柏の葉5-4-6
 東葛テクノプラザ1階多目的ホール
 電話 04 (7133) 0139



- 柏駅より当社専用バスご利用の場合
 - ・ JR常磐線、千代田線、東武野田線柏駅下車、西口りそな銀行前に待機の午前9時20分発の当社専用バスをご利用ください。(駅より約25分)
- 路線バスご利用の場合
 - ・ 柏駅西口から東武バス2番乗場より「国立がんセンター」行の終点で下車 (駅より約25分)
 - ・ つくばエクスプレス柏の葉キャンパス駅西口から東武バス「柏の葉公園循環」及び「江戸川台駅東口」行の「国立がんセンター」で下車 (駅より約11分)
 - ・ 東武野田線江戸川台駅東口から東武バス「柏の葉キャンパス駅西口 (国立がんセンター経由)」行の「国立がんセンター」で下車 (駅より約10分)
- ※ いずれの路線も、「国立がんセンター」で下車後、徒歩約5分です。また、各路線とも便が少ないため、余裕をもってお越しください。
- お車ご利用の場合
 - ・ 国道16号線 十余二工業団地入口より車で約3分
 - ・ 常磐自動車道柏I.C.より車で約5分